

第 8 問

X は、平成 22 年 1 月 24 日午前 0 時 30 分頃、業務としてタクシーである普通乗用自動車（以下、X 車）を運転し、左右の見通しがきかない交差点に時速 40 キロメートルで進入し、左方道路より進行してきた A 運転の普通乗用自動車と衝突し、X 車に同乗していた乗客 B を車外に放出させて両側血気胸、脳挫傷により死亡させ、助手席に同乗していた乗客 C に加療約 60 日間を要する頭蓋骨骨折、脳挫傷等の傷害を負わせた。

本件事故現場は、X 運転の車両が進行する幅員 8.7 メートルの車道と A 運転の車両が進行する幅員 7.3 メートルの車両が交差する交差点である。本件事故当時、各進路には、それぞれ対面信号機が設置されていたが、X 車の対面信号機は、他の交通に注意して進行することができることを意味する黄色灯火の点滅を表示し、A 車の対面信号機は、一時停止しなければならないことを意味する赤色灯火の点滅を表示していた。そして、いずれの道路にも道路標識等による優先道路の指定はなく、それぞれの道路の指定最高速度は時速 30 キロメートルであった。

また、A については、本件事故当時、酒気を帯び、時速 70 キロメートルで、足元に落とした携帯電話を拾うため前方を注視せずに走行し、対面信号機が赤色灯火の点滅を表示しているにもかかわらず、そのまま交差点に進入してきた事実が認められた。

X の罪責について論ぜよ。

参考判例：最高裁第二小法廷 平成 15 年 1 月 24 日